医療費が急激に増加中！
医療費を抑えるために特定健診を！

～国民健康保険被保険者の皆さんへ～　問市役所ほけん課　☎ 22-3145

国民健康保険の現状は？

本市の国保特別会計は平成21年度から連続して赤字が続いており、財源が不足し危機的な状況にありますが、その悪化の大きな要因として医療費の急激な増加が挙げられます。

県平均よりも高い阿蘇市の医療費

医療に対するニーズは複雑化かつ高度化傾向が続いており、その結果、医療費は全国的に増加傾向にあります。そのことは本市でも例外ではなく、1人当たりの療養諸費（医療費の総額）が毎年平均で前年比約4％ずつ伸びています。平成20年度は31万円弱であったものが、平成25年度には37万円を超えています。これは、熊本県の平均を常に上回った状態で、県平均との差も平成20年度に7000円ほどの差であったものが平成25年度には2万4000円に開いており、県内でも本市の医療費が高いことを示しています。

反対に国保加入者数（被保険者）は年々減少しており、平成20年度9438人であった被保険者が平成25年度には8439人と毎年200人前後減少しており、減少傾向は今後も続くことが予想されます。

増え続ける医療費を限られた被保険者で支えるためには、それに見合った財源の確保が必要となります。

【グラフ】国民健康保険における一人当たりの医療費総額と被保険者数などの推移

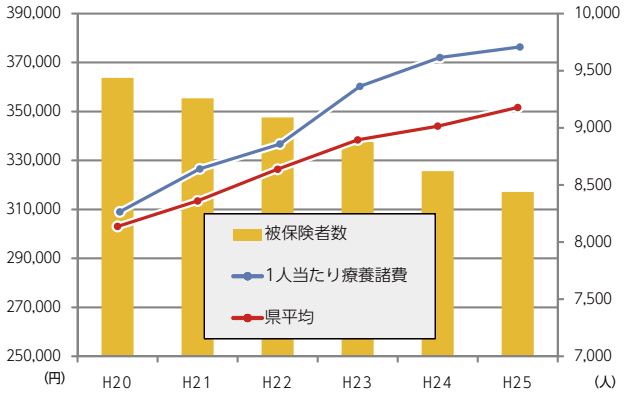

医療費増加の要因は？

本市の医療費増加の主な要因を検証すると、生活習慣病（高血圧、糖尿病、高脂血症）の重症化が浮かび上がってきました。特に糖尿病の影響が大きく出てきています。生活習慣病は、自覚症状がないゆえに本人が気づかない間に重症化し、その結果、高額な手術や治療が必要となり、後遺症により長期入院を余儀なくされることになります。

医療費を抑制するために特定健診を！

被保険者ご自身の病気に対する予防意識が最も重要です。まずは早期発見、早期受診につながるよう、特定健康診査を受診しましょう。本市では、30代の被保険者も健診の対象とし、より早期に対応できるよう取り組んでいます。また、必要な方には2次健診費用の一部も助成していますので、保健指導も必ず受けてください。

特定健診・保健指導を利用することで自分の身体の状態を知ることができます。まずは自分の身体の状態を知っていただき、生活習慣を見直し、必要な治療を早期に受けていただきますようお願いします。

特定健診の受診率が国の目標である65％を達成している自治体では、重症化の防止効果が上がり、医療費が減るという結果も出ています。本市の受診率は現在約42％です。特定健診は受診料が500円、夏と秋の住民健診及び市内医療機関で受診が可能です。被保険者ご自身の高額な医療負担を軽減するため、そして何より命を守るためにぜひ受診をお願いします。

安心して医療を受けられる制度を目指して

本年度から国民健康保険税の税率（額）が変わります。

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して病院で医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。「国民皆保険制度」を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

市の国民健康保険税の税率は、平成１８年度に一部改正を行って以来、据え置いてきましたが、被保険者の減少及び医療費の増大などにより平成２１年度から赤字決算が続いています。

これまで基金（合併時残高４億４千万円）を繰り入れることで何とか収支を保ってきましたが、いよいよ基金が底をついてしまうことから、保険税率（額）を改定することとなりました。

加入者の皆さまには負担が増えることになりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

●平成２７年度からの新しい税率（国保税は以下３つの区分の合計額となります）

区分（対象者）		医療給付費分（国保に加入するすべての方）		後期高齢者支援金分（国保に加入するすべての方）		介護納付金分（国保に加入する４０歳以上６５歳未満の方）	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	8.5%	**9.9%**	2.2%	**2.5%**	1.6%	**2.0%**
均等割額	加入者１人当たり	21,500円	**22,800円**	5,500円	**6,000円**	11,500円	**11,400円**
平等割額	１世帯当たり	24,700円	**26,600円**	6,300円	**7,000円**	—	**—**
課税限度額		510,000円	**520,000円**	160,000円	**170,000円**	140,000円	**160,000円**

※平成２７年度の本算定による納税通知書は７月中旬に発送する予定です。５月発送の「仮算定納税通知書」には税率改正は反映されていません。

●所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減範囲が拡大されました

世帯の総所得額が次の基準以下の場合、「均等割」と「平等割」が軽減されます（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります）。なお、この軽減を受けるためには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減割合	対象となる所得の基準　（世帯の総所得が下記の金額の範囲内のとき）
７割	「３３万円」　以下のとき
５割	「３３万円＋（２６万円×被保険者および特定同一世帯所属者数）」　以下のとき
２割	「３３万円＋（４７万円×軽減判定用被保険者数）」　以下のとき

（国民健康保険税に関するお問い合わせ）
市役所税務課 市民税係　☎２２－３１４８